

令和 8 年 5 月 1 日

○規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市保育所職員等の給食費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立病院名誉院長規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 3 0 号**

小田原市副市長の事務の分担に関する規則の一部を改正する規則

小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成 4 年小田原市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市立病院」を「市立総合医療センター」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和 8 年 5 月 4 日から施行する。

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 3 1 号**

小田原市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の退職管理に関する規則（平成 2 8 年小田原市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市保育所職員等の給食費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市規則第 3 2 号

小田原市保育所職員等の給食費に関する規則の一部を改正する規則

小田原市保育所職員等の給食費に関する規則（昭和 4 3 年小田原市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「前々年度の職員に対する給食に係る賄材料費の決算額を当該年度の給食の喫食者の数で除した額を基準」を「給食 1 食当たりの費用を基礎」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月分以後の月分の給食費について適用し、同年 3 月分以前の月分の給食費については、なお従前の例による。

小田原市立病院名誉院長規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### 小田原市規則第 3 3 号

小田原市立病院名誉院長規則の一部を改正する規則

小田原市立病院名誉院長規則（昭和 5 7 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市立総合医療センター名誉院長規則

第 1 条中「小田原市立病院名誉院長」を「小田原市立総合医療センター名誉院長」に改める。

第 2 条中「小田原市立病院事業の設置等に関する条例」を「小田原市病院事業の設置等に関する条例」に改める。

第 3 条第 2 項中「病院長」を「病院事業管理者」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 5 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の小田原市立病院名誉院長規則の規定により小田原市立病院名誉院長の称号を贈られた者は、この規則により小田原市立総合医療センター名誉院長の称号を贈られた者とみなす。